

## 労働者派遣事業における情報について（お知らせ）

労働者派遣法第23条第5項（同法施行規則第18条の2）に基づき、労働者派遣事業に関する以下の事項についてお知らせします。

派遣 労働者数 令和5年6月1日付	派遣先 事業所数 令和4年度実績	労働者派遣の料金 1日8時間あたり 令和4年度実績	労働者派遣の賃金 1日8時間あたり 令和4年度実績	マージン率 令和4年度実績
16	3	10,397	7,361	29.2%

↑  
シ様式第5号 第5面  
II 1 ①派遣労働者総計の値

↑  
シ様式第5号 第2面  
(2) 派遣先事業所数の値

↑  
シ様式第5号 第3面  
派遣料金全業務平均の値

↑  
シ様式第5号 第3面  
派遣労働者賃金全業務平均の値

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金} - \text{派遣賃金}}{\text{派遣料金}}$$

- ・マージンには、営業利益以外に、法定福利費、その他の経費（教育訓練費、有給休暇取得、労務管理費、事務所費、光熱費、車両費等）が含まれます。

◎教育訓練の内容 …… 入職時等基礎的訓練： テキストによるマナー等の教育訓練  
その他の教育訓練： 派遣で働くルール

◎法第30条の4条1項の労使協定を締結しているかの有無  
無し

◎キャリアコンサルティングの相談窓口  
TEL：0225-86-1097

◎福利厚生 …… 労災保険、有給休暇制度、指定宿泊施設会員割引制度等  
(指定宿泊施設の詳細については、公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページにある「指定宿泊施設」をご覧ください)

公益社団法人宮城県シルバー人材センター連合会 東松島市事業所